

岐阜県立高等学校の生徒及び保護者の皆様へ

県教育委員会では、令和元年度に、教室の ICT 環境の整備（プロジェクター、無線 LAN 等）を行い、県立高校において令和 2 年度から生徒 1 人につき 1 台の学習者用タブレットを導入し、ICT 教育を推進しています。

また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る自宅待機期間には、オンライン学習支援に際して、ご家庭の通信回線利用に、ご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この学習者用タブレットの破損は、「学習者用タブレット貸与規程」により、「故意又は重大な過失」と認められない場合は県費にて修理を行っています。しかしながら、年間 1,000 台（約 38,000 円/台）を超える修理費用は大きな負担となっており、破損の経緯には、重大な過失ではないものの、利用者の不注意によるものが少なからず含まれています。このため、令和 5 年 4 月から利用者の「故意又は過失」が認められる場合は、利用者（保護者）に修理費用をご負担いただくように「学習者用タブレット貸与規程」を改定しましたので、改めて「学習者用タブレット貸与に係る誓約書」の提出をお願い申し上げます。

なお、利用者の「故意又は過失」が認められず、通常の使用での故障については、今までどおり、県費にて修理を行います。

保護者の皆様におかれましては、今後とも県立学校の教育活動にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 2 月

岐阜県教育委員会